

令和2年1月23日

特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の
設置等関連事務の委任について

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第49条第1項の規定により、令和2年1月23日から特定個人情報の提供の求め等に係る電子計算機の設置等関連事務を地方公共団体情報システム機構に委任することとしました。

問い合わせ先
公益財団法人都道府県センター
被災者生活再建支援基金部 空本
電話：03-5212-9111